

(議事要旨 1) テーマの提言について

1. 前回までの基準諮問会議における提案について

(会計基準レベルのテーマについて)

FASF 渡部企画・開示室長より、『『経営者が会計方針を適用する過程で行った判断』及び『見積りの不確実性の発生要因』に関する注記情報の充実』については、当面、IASB から公表予定の開示原則に関するディスカッション・ペーパー (DP) への我が国の市場関係者によるコメント検討を通じた国際的な意見発信の状況を注視することとし、開示原則に関する DP へのコメント検討を終えた後、本テーマに関する議論を再開することを提案する旨の説明がなされた。続いて、基準諮問会議事務局の ASBJ 前田ディレクターより、同テーマの事務局による検討の状況について、補足説明がなされた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

- 事務局の提案に賛成する。
- IFRS の任意適用企業が増加しており、見積りの適用範囲が拡大している印象を受ける。そのため、開示を充実させる必要性がある一方で、国際的な動向に先んじて検討すると過剰な作業が発生する可能性があるため、事務局の提案に賛成する。

これらの意見を受け、議長より、事務局の対応案どおり、開示原則に関する DP へのコメント検討を終えた後、本テーマに関する議論を再開する旨の発言がなされた。

(実務対応レベルのテーマについて)

FASF 渡部企画・開示室長より、「無対価株式交換の会計処理」及び「親会社による子会社の吸収合併」については、いずれも実務対応専門委員会に評価依頼中である旨、「会計制度委員会報告第 14 号『金融商品会計に関する実務指針』における当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する規定の改正」については、国際的な規制の見直しについての状況を注視している旨の説明がなされた。

また、「仮想通貨に係る会計上の取扱い」については、実務対応専門委員会の評価の結果を踏まえて、ASBJ の新規テーマとして提言することを提案する旨の説明がなされた。続いて、ASBJ 小賀坂副委員長より、「仮想通貨に係る会計上の取扱い」の実務対応専門委員会におけるテーマの評価の内容について、説明がなされた。

また、オブザーバーの金融庁より、以下の発言がなされた。

- 資金決済法に基づく仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度が円滑に実施されるよう、仮想通貨に係る会計処理の明確化が速やかに図られることが必要と考える。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

- 現時点では国際的に検討が行われておらず、また、仮想通貨によるビジネスの今後の進

展を予測することが難しいことを踏まえ、当面の取扱いとして、必要最小限の項目について基準開発を行うという事務局の提案に賛成する。

- 短期的には、仮想通貨に係る会計処理及び会計監査を円滑に進めるために、当面の取扱いとして早急な対応を希望する。中長期的には、仮想通貨の取引規模の状況を注視し、会計基準レベルの開発を含めた対応を検討頂きたい。
- 銀行が顧客に対して仮想通貨を使用させる場合も対象範囲に含まれるのか、また、取引所において預託という契約関係が発生した場合に金融商品として取り扱われることになるのかについて、今後、議論の対象になることも含め確認したい。
- 仮想通貨交換業者が顧客から仮想通貨を預託された場合への対応として、信託銀行における信託財産に関する開示と同様に、開示の取扱いを定めることが可能かどうか確認したい。
- 今後、仮想通貨の取引が拡大していくことが予想される中、銀行業界としても、仮想通貨の期末評価が重要になるため注視していきたい。

これらの意見等を受け、議長より、事務局の対応案どおり、ASBJ の新規テーマとして、提言する旨の発言がなされた。

2. 今回の提案について

今回の基準諮問会議に寄せられた新規テーマの提案「『事業分離等に関する会計基準』と『企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針』の記載内容の相違について」について、FASF 渡部企画・開示室長より、今後の「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の改正時に対応を図ることを ASBJ に依頼することを提案する旨の説明が行われた。続いて、ASBJ 前田ディレクターより、テーマの内容に関する補足説明がなされた。

上記について基準諮問会議の委員より特に意見は聞かれず、議長より、事務局の対応案どおりに ASBJ に依頼する旨の発言がなされた。

以 上